

職員団体との交渉経過説明書

件名	2014年(2)給与制度の総合的見直しによる改定交渉	
勧告および見直しの概要	<p>国の人事院勧告(2014年8月7日)及び東京都人事委員会勧告(2014年10月9日)に基づく給与制度の総合的見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「給与制度の総合的見直し」を踏まえて給料月額を平均1.7%引き下げ。 ・住居手当の支給対象者及び扶養手当の支給額を東京都並に引き下げ。 ・期末・勤勉手当の加算率を東京都に合わせる。 	
交渉の状況	交渉中・ 交渉終了	
交渉経過		
交渉日	労使の別	主張の要旨
2014年10月31日 ～ 2015年3月25日	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「給与制度の総合的見直し」を踏まえて給料月額を1.7%引き下げ。 ・持ち家の住居手当廃止、子・父母等の扶養手当減額。 ・主任・係長級の期末勤勉手当加算率引き下げ。
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏の生活実態に見合う月例賃金水準に改善すること。 ・急な引き下げは行わず、段階的に行うこと。
交渉結果(合意内容)		
<p>交渉確認日 2015年3月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「給与制度の総合的見直し」踏まえて2015年4月より給料月額を1.7%引き下げ。国と同様に3年間の現給保障を実施。 ・当局側提案のとおり住居手当及び子・父母等の扶養手当を東京都に合わせ、持ち家の住居手当廃止、子・父母等の扶養手当減額。2年間の経過措置の実施。 ・2015年4月より主任・係長級の期末勤勉手当加算率引き下げ。2年間の経過措置の実施。 		